

島原市教育委員会

議 案 集

第52号議案 島原市自治公民館建設事業補助金交付要綱

平成27年10月19日 臨時会

第52号議案

島原市自治公民館建設事業補助金交付要綱

島原市自治公民館建設事業補助金交付要綱（平成18年教育委員会告示第5号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、地域住民の自治意識の向上及び絆づくりを推進するため、町内会・自治会等（以下「町内会等」という。）が社会教育法（昭和24年法律第207号）第42条第1項の規定による公民館に類似する施設（町内会等が集会等を目的に継続して管理運営する建物を含む。以下「自治公民館」という。）の新築、増築、改築又は建物本体の修繕等の行為（以下「改修」という。）に際し、予算の定めるところにより、自治公民館建設事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、島原市補助金等交付規則（昭和58年島原市規則第9号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象事業）

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、町内会等が行う次の各号に掲げる事業で、当該年度中に完了するものに限るものとする。

- (1) 自治公民館の新築、増築及び改築
- (2) 自治公民館の改修で、利用の円滑化と促進を目的に行う改修で別表1に掲げる工事及び自然災害による建物本体の復旧のために行う改修で市長が特別に認めるものに限る。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる工事等は補助対象外とする。

- (1) 老朽化に伴い維持補修を目的として行う改修
- (2) 別棟の建物及び擁壁、門、柵、塀等の外構工事
- (3) 前項の補助事業を実施後10年を経過していない建物の工事。ただし、自然災害による建物本体の復旧の場合を除く。

（補助の条件）

第3条 前条第1項の補助を受けた町内会等は、補助を受けた年度以後の5年間は、別表2に掲げる自治公民館の利用促進と地域の絆づくりに関する事業を年1回以上実施しなければならない。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額、補助対象経費及び限度額等は、別表3のとおりとする。

(交付申請書の提出)

第5条 補助対象事業を実施しようとする町内会等は、市長に対し、次の書類を添え、島原市自治公民館建設事業補助金交付申請書(様式第1号)を提出しなければならない。

- (1) 自治公民館建設事業実施計画書(様式第2号)
- (2) 自治公民館の設計図面
- (3) 工事部の写真
- (4) 工事見積書の写
- (5) 自治公民館建設事業収支予算書(様式第3号)
- (6) その他市長が必要と認める書類

(補助金交付の決定及び通知)

第6条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、予算の範囲内において補助金の交付の決定をするものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容を町内会等に島原市自治公民館建設事業補助金交付決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(事業の着手)

第7条 町内会等は、前条第2項の通知がなければ事業に着手してはならない。

(事業計画変更承認申請及び通知)

第8条 町内会等は、申請事項に変更があった場合は、事業計画変更承認申請書(様式第5号)を、速やかに市長に提出してその承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請を受け承認した場合は、事業計画変更承認通知書(様式第6号)により、承認しなかった場合は、事業計画変更不承認通知書(様式第7号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第9条 補助対象事業が完了した町内会等は、遅滞なく市長に対し、次の書類を添え、島原市自治公民館建設事業補助金実績報告書(様式第8号)を提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書の写
- (2) 自治公民館建設事業収支精算書（様式第9号）
- (3) 工事代金の支払いを証する書面及びその明細
- (4) 竣工写真（施工前と施工後の状況が確認できるもの）
- (5) その他市長が必要と認める書類

（補助金交付額の確定）

第10条 市長は、前条の実績報告書に基づき、補助金の交付額を確定し、島原市自治公民館建設事業補助金交付額確定通知書（様式第10号）により町内会等に通知する。

（補助金の交付請求）

第11条 前条の確定通知書を受けた町内会等は、速やかに島原市自治公民館建設事業補助金交付請求書（様式第11号の1）を提出しなければならない。

2 市長は特に必要があると認めるときは、第6条による交付決定後、補助金を概算払により交付することができる。この場合において、町内会等は、島原市自治公民館建設事業補助金概算払交付請求書（様式第11号の2）を提出しなければならない。

（補助金の交付決定の取消し及び返還）

第12条 市長は、補助金の交付決定又は交付を受けた町内会等が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の一部若しくは全部を取り消し、又は交付した補助金の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正行為により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
- (2) 次条の規定に違反すると認められたとき。
- (3) その他市長が補助金の交付が適当でないとしたとき。

2 前項の規定は、補助金の交付額の確定があった後においても適用があるものとする。

（建物の処分及び使用制限）

第13条 町内会等は、補助金の交付を受けた建物について、交付を受けた日から10年間他に売却又は転貸したり、特別の理由がない限り目的外に使用してはならない。

（報告及び調査）

第14条 市長は、補助金の交付を受けた町内会等に対し、必要な報告を求め調

査を行うことができる。

2 町内会等は、第3条に規定する事業の報告を、自治公民館利用促進事業実績報告書（様式第12号）により毎年度事業終了後に市長に提出しなければならない。

（雑則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成27年度の予算に係る補助金から適用する。

別表 1（第 2 条関係）

補助対象工事
廊下の拡幅、部屋等の間取りの変更
床面の段差の解消
手すりの設置
玄関「建物内部」のスロープの設置
トイレの水洗化、トイレの洋式化
上記工事に付帯する電気、ガス、給排水設備の改修

別表 2（第 3 条関係）

補助の条件
<p>社会福祉・教育の向上に資する事業の積極的な展開 （世代間交流活動、宿泊体験活動、料理体験活動、子どもの学習活動、いじめの防止に関する活動など町内会等住民を対象に自主的・主体的に企画し、自治公民館を地域づくりの拠点として活動を行うもの）</p>

別表 3（第 4 条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額	限度額
自治公民館の新築、増築又は改築	本体工事に要する経費（500千円以上のものに限る。）	補助対象経費の2分の1以内とする。 （1,000円未満の端数は切り捨てる。）	3,000千円
自治公民館の改修（自然災害による建物本体の復旧のために行う改修も含む）	建物本体の改修に要する経費（500千円以上のものに限る。）		1,000千円

- 1 補助金の限度額は、国、県又はその他公共的団体からの補助を受ける場合は、その額を含めた額とする。
- 2 損害保険の適用等がある場合の補助金は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額から保険金等を差し引いた額と、限度額の欄に掲げる額の小さい方の額とする。

平成27年10月19日 提出

島原市教育委員会
教育長 宮原 照彦

提案理由

自治公民館の建設事業補助金について、改修についても補助対象とすることができるようにするとともに、所要の整備を図るため、この要綱を改正しようとするものである。

年 月 日

島 原 市 長 様

申請者 住 所

団 体 名

代表者名

印

年度島原市自治公民館建設事業補助金交付申請書

年度における島原市自治公民館建設事業補助金について、島原市自治公民館建設事業補助金 円を交付されるよう、島原市自治公民館建設事業補助金交付要綱第4条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

記

1. 事業実施計画書
2. 設計図面
3. 工事部の写真
4. 工事見積書の写
5. 収支予算書
6. その他市長が必要と認める書類

自治公民館建設事業実施計画書

施設名				
町内会等の名称	(名称)	印		
	(代表者名)			
施 工 事 項	事業内容	数量	単価	金額
			円	円
	合計			円
財 源 内 訳	市からの補助金予定額	円		
	町内会等負担額	円		
	その他の財源	円		
事業実施予定年月日	年 月 日 着工予定			
完了予定年月日	年 月 日 完了予定			
目的	(事業実施について)			
現況と必要性	(自治公民館の使用目的、使用頻度及び必要性等)			
その他	(受益世帯数等)			

自治公民館建設事業収支予算書

1 収入の部

（単位：円）

区 分	予 算 額	備 考
市 補 助 金		
一 般 財 源		
そ の 他 財 源		
合 計		

2 支出の部

（単位：円）

区 分	予 算 額	備 考
合 計		

* 備考の欄には必要に応じて予算の概略等を記載すること。

年度島原市自治公民館建設事業補助金交付決定通知書

（令達先）住 所

団 体 名

代表者名

年 月 日付で申請のあった 年度島原市自治公民館建設事業補助金の交付
については、島原市自治公民館建設事業補助金交付要綱第5条第1項の規定により、次のと
おり交付することに決定したので、同要綱第5条第2項の規定により通知する。

年 月 日

島 原 市 長 印

記

1. 交 付 決 定 額 円

2. 交付決定の内容

年 月 日

島 原 市 長 様

住 所

団 体 名

代表者名

事業計画変更承認申請書

年 月 日付け島原市指令第 号で交付の決定の通知があった 年度島原市自治公民館建設事業補助金については、下記のとおり計画を変更したいので、島原市自治公民館建設事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

記

1. 変更の理由

2. 変更計画の内容

3. 関係書類

様

島原市長

印

事業計画変更承認通知書

年 月 日付で申請があった事業計画の変更については、島原市自治公民館建設事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知する。

記

- 1 承認内容（事業の変更・廃止・中止）
- 2 変更等の理由

様

島原市長

印

事業計画変更不承認通知書

年 月 日付で申請があった事業計画の変更については、島原市自治公民館建設事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により、以下の理由により変更を不承認としたので通知する。

記

- 1 事業の変更・廃止・中止

- 2 理由

年 月 日

島 原 市 長 様

申請者 住 所

団 体 名

代表者名

印

年度島原市自治公民館建設事業補助金実績報告書

年 月 日付島原市指令第 号で交付の決定の通知があった島原市自治
公民館建設事業補助金について、島原市自治公民館建設事業補助金交付要綱第8条の
規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

記

1. 工事請負契約書の写
2. 収支精算書
3. 工事代金の支払いを証する書面及びその明細
4. 竣工写真
5. その他市長が必要と認める書類

自治公民館建設事業収支精算書

1 収入の部

（単位：円）

区 分	予 算 額	精 算 額	差引残額	備 考
市 補 助 金				
一 般 財 源				
そ の 他 財 源				
合 計				

2 支出の部

（単位：円）

区 分	予 算 額	精算額	差引残額	備 考
合 計				

年度島原市自治公民館建設事業補助金交付額確定通知書

（令達先）住 所

団 体 名

代表者名

年 月 日付け島原市指令第 号で交付の決定をした 年度島原市自治公民館建設事業補助金については、島原市自治公民館建設事業補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおりその額を確定したので通知する。

年 月 日

島 原 市 長 印

記

1. 交 付 決 定 額 円

2. 交 付 確 定 額 円

年 月 日

島原市長 様

請求者(住所)

(団体名)

(代表者名)

印

年度島原市自治公民館建設事業補助金交付請求書

年 月 日付島原市指令 第 号で交付額の確定の通知があつた 年度島原市自治公民館建設事業補助金を交付されるよう、島原市自治公民館建設事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により請求します。

記

1 請求額 円

2 受領方法 口座振替・窓口払い

金融機関	銀行		支店
預金種別	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義			

年 月 日

島 原 市 長 様

(請求者) 住 所
団 体 名
代 表 者 名

年度島原市自治公民館建設事業補助金概算払交付請求書

年 月 日付島原市指令 第 号で交付決定の通知があつた 年度
島原市自治公民館建設事業補助金を下記のとおり交付されるよう、島原市自治公民
館建設事業補助金交付要綱第10条第2項の規定により請求します。

記

1 交付決定額 円

2 請求額

既 交 付 額	今 回 請 求 額	未 交 付 額
円	円	円

3 受領方法 口座振替・窓口払い

金融機関	銀行		支店
預金種別	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義			

自治公民館利用促進事業実績報告書

町内会等名	
実施期日	平成 年 月 日～平成 年 月 日
実施場所	
参加者	
事業の内容	
(※写真等の添付)	